

## 大規模小売店舗立地法について

### 1 大規模小売店舗立地法の目的

大規模小売店舗立地法（以下「大店立地法」という。）の目的は、大規模小売店舗の立地に当たり、交通渋滞、交通安全や騒音等の店舗周辺の地域の生活環境上に問題が発生しないように、大規模小売店舗を設置する者に対し、施設の配置や運営方法について適正な配慮を求めること。

### 2 対象店舗

小売業を行う店舗面積が1,000㎡を超える店舗（飲食業、サービス業は除かれる）

### 3 設置者が配慮すべき事項等

- (1) 具体的に設置者が配慮すべき事項の主な内容は、①店舗周辺の交通渋滞・交通安全に関すること、②騒音の発生に関すること、③廃棄物の管理に関すること、④街並みづくりに関すること、⑤防犯に関すること。
- (2) 設置者は、店舗を新設する場合、又は以下の事項を変更する場合は、届出を行わなければならない。

- 大規模小売店舗設置者及び小売業者の名称と住所
- 店舗面積
- 施設（駐車場、駐輪場、荷さばき施設、廃棄物等の保管施設）の位置と容量
- 営業時間、施設（駐車場、荷さばき施設）の利用時間帯、駐車場の出入口の数と位置

- (3) 都道府県は、届出日から8月以内に市町村・住民等の意見に配慮し、指針を勘案しつつ、設置者に対し、周辺地域の生活環境保持の見地から、意見の有無を書面により述べるものとする。意見を有しない旨を通知した場合は8月を待たずして営業を開始できる。

意見ありの場合は、設置者が意見に対する対応策を届け出た日から2月を経過した後でなければ営業を開始してはならない。

- (4) 県意見に対する対応策が十分でない場合、必要に応じ勧告を行うことができる。勧告に従わない場合は、その旨を公表する。